

**令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 業務委託名

令和7年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防事業
業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、熊本市国民健康保険被保険者のうち糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化が疑われる者に対して、市町村国保ヘルスアップ事業「PHRの利活用を推進する取組」を活用し、利用者が自ら日々測定する血圧、心拍数、体重、体脂肪、食事、運動、服薬等の健康状態に関するデータであるPHR（パーソナルヘルスレコード）を用いて医療機関と連携した保健指導やデジタルデバイスを活用して生活習慣の改善の支援を行う。その結果、対象者の行動変容によって糖尿病等の生活習慣病の発症や人工透析への移行等の重症化を遅らせることで、QOL（生活の質）の向上や医療費を抑制することを目的とする。

(3) 履行場所

委託者が指定する場所

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(5) 提案上限額・事業実施想定人数

下記のア・イの事業を合わせて4,757,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

ア 糖尿病重症化予防事業：35名以上の事業実施人数を想定する。

イ アプリケーションを活用した生活習慣病重症化予防事業：150名以上の事業実施人数を想定する。

(6) 支払方法

ア 糖尿病重症化予防事業：実施人数に応じた単価支払とし、受託者は全ての業務が完了した後、委託者に完了届を提出する。検査終了後、請求書の提出により一括で支払う。完了届の様式は契約後に委託者から提供する。

イ アプリケーションを活用した生活習慣病重症化予防事業：発注人数に応じた単価払いとし、毎月、委託者が受託者に発注人数を申告し、毎月支払うこととする。

(7) 支払対象

アの糖尿病重症化予防事業については、3か月のプログラムを修了した者を100%の支払対象とする。途中で辞退した者は、プログラム実施した期間に応じた金額（ア）～（ウ）を支払う。

（ア）プログラム開始後30日未満の場合、単価の50%を支払うものとする。

- (イ) プログラム開始後 60 日未満の場合、単価の 70%を支払うものとする。
- (ウ) プログラム開始後 90 日未満の場合、単価の 80%を支払うものとする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所1階

熊本市健康福祉局健康福祉部国保年金課

担当：大田中、藤原

電話 096-328-2289 (直通)

ファックス 096-324-0004

メールアドレス kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等から暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 過去5年間の間、国又は地方公共団体と種類及をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行完了していること。
- (10) 秘密保持及び個人情報保護対策として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムの規格 ISO/IEC27001、または JIS Q 27001 のいずれかの認証を取得している若しくはこれらと同等の認証を取得していることを証明する書類の提出ができること。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて3(5)、(10)の要件を全て満たす者であること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
実施公告	令和7年(2025年)6月3日 (火)	熊本市ホームページで公開します
参加表明書の提出期限	令和7年(2024年)6月16日 (月)午後5時00分まで	様式第1号~第4号、契約書の写し、参加資格要件(10)の資料を郵送または持参で提出してください。
参加資格審査結果通知	令和7年(2025年)6月17日 (火)	郵送による書面で通知します。
質問書受付	令和7年(2025年)6月4日 (水)午前9時00分から 令和7年(2025年)6月23日 (月)午後5時00分まで	様式第7号に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問書に対する回答	令和7年(2025年)6月25日 (水)までに開始し、令和7年 (2025年)7月1日(火)午後5時00分まで	質問者に対し、電子メールで回答するとともに、ホームページで公開します。
企画提案書の提出期限	令和7年(2025年)7月1日 (火)午後5時00分まで	様式第5号・第6号、企画提案書、参考見積及び内訳書を提出してください。
ヒアリング審査	令和7年(2025年)7月8日 (火)(予定)	詳細については別途通知します。
選定結果通知	令和7年(2025年)7月10日 (木)(予定)	
契約締結	令和7年(2025年)7月中旬 を予定	

※スケジュールは変更になる場合があります

(1) プロポーザル実施要領及び関係書類の配布

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、公告日から熊本市ホームページへ掲載することとし、掲載期間は、令和7年(2025年)6月3日(火)から令和7年(2025年)6月16日(月)午後5時00分までとする。

(2) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 会社概要（様式第3号）
- (エ) 同種業務の業務実績調書（様式第4号）
（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）
- (オ) 同種業務の実績を証する契約書の写し
なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書又は委託者の証明等）で併せて補完すること。
- (カ) 参加資格要件（10）に関する事業者認定制度を取得していることを証する書類

イ 提出方法

持参または郵送により提出すること

ウ 提出期限

令和7年（2025年）6月16日（月）午後5時00分まで
持参の場合は 午前9時00分から 午後5時00分まで（休日を除く。）
郵送の場合は一般書留又は本市への簡易書留のような送達記録が残る郵便とし、上記提出期限までに必着すること。

なお、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

エ 提出部数

1部とする。

オ 提出先

2の担当部局

郵送の場合は、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

カ 留意事項

- (ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。
- (イ) ア(カ)の書面が添付されていない場合は、その資格を有しているとは認めない。
- (ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(5)及び(10)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格要件審査及び結果通知

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

(4) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第7号）により電子メールにて提出すること。ただし、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）6月4日（水）午前9時から令和7年（2025年）6月23日（月）まで（休日を除く。）午後5時00分まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答は、質問者に対し、電子メールで回答するとともに、ホームページで公開します。

(3) 閲覧期間

令和7年（2025年）6月25日（水）までに開始し、令和7年（2025年）7月1日（火）までとする。

(4) 質問に対する回答をもって、本要項の内容の追加又は修正等を行うことがあります。

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、書類審査及びヒアリングを実施する。

9 企画提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式第5号）

イ 企画提案書（A4判、横書きとし、各頁に番号を記載すること。両面可。A4サイズより大きい書類はA4サイズに折り込むこと。）

ウ 業務実施体制書（様式第6号）

エ 参考見積及び内訳書

(2) 提出方法

紙媒体で持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提出部数

アの書類：1部提出すること。

(1)のイ～エの書類：一綴りにして8部（正本1部、副本7部）提出すること。なお、資料には表紙を作成し、表紙と目次を除く各頁に番号を記載すること。正本1部は添付書類を含め参加業者名がわかるようにし、副本は、全体にわたって参加業者名が特定できないよう必要な措置を講ずること。

イ 提出先

担当部局とし、郵送の場合は、また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

ウ 提出期限

令和7年（2025年）7月1日（火）午後5時00分まで

なお、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

10 企画提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年（2025年）7月8日（火）予定

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎 6階入札室

なお、詳細については別途通知により指示する。

(3) 実施方法 対面による質疑応答形式

(4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目のうち、次に掲げる評価項目（以下これらを「ヒアリング実施項目」という。）に対して実施するものである。

① 評価項目1「実施方針」

- ② 評価項目 2 「企画内容」
 - ③ 評価項目 3 「実施体制」
 - ④ 評価項目 4 「業務実績」
 - ⑤ 評価項目 5 「見積価格」
- (5) ヒアリングは非公開とし、質疑応答を含め各社 25 分以内を予定する。
 - (6) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
 - (7) ヒアリングの際の発言においては、提案事業者が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。
 - (8) パソコン及びプロジェクター等の使用は認めるが、スクリーン以外は、全て提案事業者側で持参すること。
 - (9) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て 0 点として取り扱うものとする。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「令和 7 年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防業務委託プロポーザル審査会設置要綱」に基づき「令和 7 年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防業務委託プロポーザル審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「令和 7 年度熊本市国民健康保険デジタルデバイスを活用した生活習慣病重症化予防委託契約候補者選定審査会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち企画内容の合計点数が高い者を上位とする。企画内容の合計点数も同じ場合は、くじにて決定する。

なお、いずれの提案も合計点数が、満点の 6 割に満たない場合は、市が要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧および熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の称号または名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の称号または名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ称号又は名称を表示）の評価点

1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由は、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1.4(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1.5 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契

約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、委託者の証明（ただし、契約書の写しに委託者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者について参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。